

(誤)

5 交通事故による金銭的損失の算定について

5.1 算定手法について

5.1.1 算定手法について

以下に示す各項目について、平成 23 年度調査における手法に基づき、死亡、後遺症、負傷別の「原単位」、及び「被害者数」の算定方法を設定する。

なお、死傷の Kategorii は、過去の調査経緯、及び過去調査結果との比較分析の容易さを踏まえ、今回も死亡、後遺症、負傷の別とする。

データは最新のもの(但し入手可能なもの)に時点更新を行う。主な利用データは、下表の「主な利用データ」列に示す。

人的損失のうち、概念的に含まれる慰謝料部分については、後述の“非金銭的損失”において足し合わされることから、これを差し引く処理を行う。(どの程度差し引くかの検討については、「5.1.2(4) 慰謝料相当分の除外」にて記述する。)

表 5.1-1 利用データ

項目	主な利用データ
人的損失	治療関係 [原単位]「自動車保険データに見る交通事故の実態」(日本損害保険協会)、交通事故統計平成 21 年版(交通事故総合分析センター)、日本損害保険協会公表データ 休業損失 [死者数]「交通事故の発生状況の推移」(警察庁)、平成 26 年人口動態調査(厚生労働省)、「厚生統計年齢別死者数(平成 21 年中)」(警察庁ご提供) 慰謝料 [負傷者数]「自動車保険の概況平成 26 年度版(平成 25 年データ)」(損害保険料率算出機構)、「自動車損害賠償保障年報」(国土交通省) 逸失利益
物的損失	[原単位]「自動車保険データ(支払保険金関連) 2012 年度」(日本損害保険協会) [件数]「交通事故統計年報 平成 25 年度版」(公益財団法人 交通事故総合分析センター)
事業主体損失	[原単位]「財政金融統計月報第 750 号法人企業統計年報特集(平成 25 年度)」(財務省) [休業日数]「自動車保険の概況平成 26 年版(平成 25 年データ)」(損害保険料率算出機構)、「労働能力喪失率表」(国土交通省) [死傷者数] 公益財団法人 交通事故総合分析センター 提供データ
各種公共機関等の損失	救急搬送費 [原単位]「平成 25 年度 地方交付税制度解説(単位費用篇)」(財団法人地方財務協会)、人口推計(総務省統計局)平成 25 年 10 月報[出動件数]「平成 26 年版 消防白書」(消防庁) 警察の事故処理費用 [原単位]「平成 25 年度 地方交付税制度解説(単位費用篇)」(財団法人地方財務協会) [処理時間]前回調査値を援用 裁判費用 [原単位]平成 25 年度裁判所決算 [裁判件数]「司法統計年報 民事・行政事件編 平成 25 年度」「司法統計年報 刑事事件編 平成 25 年度」、「司法統計年報 少年事件編 平成 25 年度」、「檢察統計 2013 年」(法務省) 訴訟追行費用 前回調査値を援用 検察費用 [原単位]「平成 25 年決算参照書・平成 25 年度歳入決算明細書(第 187 回国会提出資料)」(財務省) [新規受理件数]「檢察統計 2013 年」(法務省) 矯正費用 平成 25 年決算参照書・平成 25 年度歳入決算明細書(第 187 回国会提出資料)(財務省) 保険運営費 「平成 26 年版インシュアランス損害保険統計号 25 年度決算(付・過去 2 年主要統計)」(株式会社保険研究所)、「自動車保険の概況(平成 25 年度版)」(損害保険料率算出機構)、「国土交通省所管特別会計に関する情報開示」(国土交通省)

(正)

5 交通事故による金銭的損失の算定について

5.1 算定手法について

5.1.1 算定手法について

以下に示す各項目について、平成 23 年度調査における手法に基づき、死亡、後遺症、負傷別の「原単位」、及び「被害者数」の算定方法を設定する。

なお、死傷の Kategorii は、過去の調査経緯、及び過去調査結果との比較分析の容易さを踏まえ、今回も死亡、後遺症、負傷の別とする。

データは最新のもの(但し入手可能なもの)に時点更新を行う。主な利用データは、下表の「主な利用データ」列に示す。

人的損失のうち、概念的に含まれる慰謝料部分については、後述の“非金銭的損失”において足し合わされることから、これを差し引く処理を行う。(どの程度差し引くかの検討については、「5.1.2(4) 慰謝料相当分の除外」にて記述する。)

表 5.1-1 利用データ

項目	主な利用データ
人的損失	治療関係 [原単位]「自動車保険データに見る交通事故の経済的損失の状況」(日本損害保険協会)、「交通事故統計年報 平成 25 年版」(公益財団法人 交通事故総合分析センター)、日本損害保険協会公表データ 休業損失 [死者数]「交通事故の発生状況の推移」(警察庁)、平成 26 年人口動態調査(厚生労働省)、「厚生統計年齢別死者数(平成 21 年中)」(警察庁ご提供) 慰謝料 [負傷者数]「自動車保険の概況平成 26 年度版」(損害保険料率算出機構)、「自動車損害賠償保障年報」(国土交通省) 逸失利益
物的損失	[原単位]「自動車保険データ(支払保険金関連) 2012 年度」(日本損害保険協会) [件数]「交通事故統計年報 平成 25 年版」(公益財団法人 交通事故総合分析センター)
事業主体損失	[原単位]「財政金融統計月報第 750 号法人企業統計年報特集(平成 25 年度)」(財務省) [損失日数]「自動車保険の概況平成 26 年度版」(損害保険料率算出機構)、「労働能力喪失率表」(国土交通省) [死傷者数] 公益財団法人 交通事故総合分析センター 提供データ
各種公共機関等の損失	救急搬送費 [原単位]「平成 25 年度 地方交付税制度解説(単位費用篇)」(財団法人地方財務協会)、人口推計(総務省統計局)平成 25 年 10 月報 [出動件数]「平成 26 年版 消防白書」(消防庁) 警察の事故処理費用 [原単位]「平成 25 年度 地方交付税制度解説(単位費用篇)」(財団法人地方財務協会) [処理時間]前回調査値を援用 裁判費用 [原単位]平成 25 年度裁判所決算 [裁判件数]「司法統計年報 民事・行政事件編 平成 25 年度」「司法統計年報 刑事事件編 平成 25 年度」、「司法統計年報 少年事件編 平成 25 年度」、「檢察統計 2013 年」(法務省) 訴訟追行費用 前回調査値を援用 検察費用 [原単位]「平成 25 年度決算参照書・平成 25 年度歳入決算明細書(第 187 回国会提出資料)」(財務省) [新規受理件数]「檢察統計 2013 年」(法務省) 矯正費用 「平成 25 年度決算参照書・平成 25 年度歳入決算明細書(第 187 回国会提出資料)」(財務省) 保険運営費 「平成 26 年版インシュアランス損害保険統計号 25 年度決算(付・過去 2 年主要統計)」(株式会社保険研究所)、「自動車保険の概況平成 26 年度版」(損害保険料率算出機構)、「国土交通省所管特別会計に関する情報開示」(国土交通省)

(誤)

項目	主な利用データ
被害者救済費用	[自動車事故対策機構]決算資料 [自治体交通事故相談所]内閣府資料 [日本損害保険協会自動車保険請求相談センター]決算資料 [日本損害保険協会自動車保険請求相談センター]「決算報告書」(日本損害保険協会) [交通事故紛争処理センター]「正味財産増減計算書」(交通事故紛争処理センター) [交通遺児育成基金]「平成26年度決算」(交通遺児育成基金) [交通遺児育成基金]「キャッシュ・フロー計算書」(交通遺児育成基金) [自賠責保険・共済紛争処理機構]「正味財産増減計算書」(自賠責保険・共済紛争処理機構) [重度後遺障害者短期入院協力費]「第134回自賠責保険審議会資料2平成27年度自動車安全特別会計の運用益の使途について」(金融庁)
社会福祉費用	[身体障害者のうち交通事故が原因となった割合]「平成23年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」(厚生労働省) [社会福祉費用総額]「平成21年度決算参照書・平成21年度歳入決算明細書(第176回国会提出資料)」(財務省)
救急医療体制費用	「平成27年版交通安全白書」(内閣府)、平成25年度決算参照書・平成25年度歳入決算明細書(第187回国会提出資料)(財務省)平成21年度厚生労働省所管歳出決算報告書
渋滞損失費用	[原単位]「第4回道路事業評価手法検討委員会 参考資料2 交通事故減少便益の原単位の算出方法(平成20年11月)」(国土交通省) [事故件数]「交通事故統計年報 平成25年度版」(公益財団法人 交通事故総合分析センター) [その他]「毎月勤労統計調査 平成26年度分結果確報」(厚生労働省)、「消費者物価指数年報」(総務省)(平成16年～25年)
事故車両の移動費(レッカー車の出動費)	「平成25年度のロードサービス救援依頼内容」(一般社団法人 日本自動車連盟)、「平成26年度収支決算報告」(一般社団法人 日本自動車連盟)、「平成22年度収支決算報告」収支計算書(一般社団法人 日本自動車連盟)

(正)

項目	主な利用データ
被害者救済費用	[自動車事故対策機構]決算資料 [自治体交通事故相談所]内閣府資料 [日本損害保険協会自動車保険請求相談センター]決算資料 [日本損害保険協会自動車保険請求相談センター]「決算報告書」(日本損害保険協会) [交通事故紛争処理センター]「正味財産増減計算書」(交通事故紛争処理センター) [交通遺児育成基金]「平成26年度決算」(交通遺児育成基金) [交通遺児育成基金]「キャッシュ・フロー計算書」(交通遺児育成基金) [自賠責保険・共済紛争処理機構]「正味財産増減計算書」(自賠責保険・共済紛争処理機構) [重度後遺障害者短期入院協力費]「第134回自賠責保険審議会資料2平成27年度自動車安全特別会計の運用益の使途について」(金融庁)
社会福祉費用	[身体障害者のうち交通事故が原因となった割合]「平成23年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」(厚生労働省) [社会福祉費用総額]「平成25年度決算参照書・平成25年度歳入決算明細書(第187回国会提出資料)」(財務省)
救急医療体制費用	「平成27年版交通安全白書」(内閣府)、平成25年度決算参照書・平成25年度歳入決算明細書(第187回国会提出資料)(財務省)平成21年度厚生労働省所管歳出決算報告書
渋滞損失費用	[原単位]「第4回道路事業評価手法検討委員会 参考資料2 交通事故減少便益の原単位の算出方法(平成20年11月)」(国土交通省) [事故件数]「交通事故統計年報 平成25年度版」(公益財団法人 交通事故総合分析センター) [その他]「毎月勤労統計調査 平成26年度分結果確報」(厚生労働省)、「消費者物価指数年報」(総務省)(平成16年～25年)
事故車両の移動費(レッカー車の出動費)	「平成25年度のロードサービス救援依頼内容」(一般社団法人 日本自動車連盟)、「平成25年度収支決算報告」(一般社団法人 日本自動車連盟)、「平成22年度収支決算報告」収支計算書(一般社団法人 日本自動車連盟)

※ 赤字下線部、赤枠は正誤箇所

(誤)

5.1.2 人的損失の算定

「5.1.1 算定手法について」の検討で確定した算定方法、及び時点更新を行った利用データに基づき、以下の手順により人的損失額を算定する。

死傷分類別（死亡、後遺症、負傷）に、[被害者数（死傷者数）] × [被害者 1 名当たり損失額] により算定する。

以上のうち、概念的に含まれる慰謝料部分については、後述の“非金銭的損失”において足しあわされることから、これを差し引く処理を行う。[「5.1.2(4) 慰謝料相当分の除外」にて記述]

(1)死傷者数の算定

(a)死者数の算定

「交通事故の発生状況の推移」（警察庁）、「人口動態調査」（厚生労働省）、「厚生統計年齢別死者数」（警察庁）から死者数を設定する。

(b)後遺障害者数、傷害者数の算定

「自動車保険の概況」（損害保険料率算出機構）、「自動車損害賠償保障年報」（国土交通省）等を用い、自賠責保険、自賠責共済等の支払い件数実績から推計を行う。

なお、「自動車損害賠償保障年報」（国土交通省）は廃刊のため、当該資料から得られるデータは時点更新を行わず過年度調査の値を援用する。

(2)被害者 1 名あたり損失額の算定

基本的には「自動車保険データに見る交通事故の実態」（日本損害保険協会）に基づくが、保険金支払いデータを元としているため非賠償事案が含まれない。そこで、前回調査と同様の補正を行ったうえで死亡、後遺症、傷害別の被害者 1 名あたり人的損失額を得た。

(3)人的損失額の算定

「(1)死傷者数の算定」における「死傷者数（被害者数）」と「(2)被害者 1 名あたり損失額の算定」における「被害者 1 名あたり損失額」を掛け合わせることで、死亡、後遺症、傷害別の人的損失額を算定する。

(4)慰謝料相当分の除外

上記により算出される人的損失額は、損害保険支払い額データを元としているため、包括的に慰謝料相当分を含んでいる。一方で、本調査においては後述するように、非金銭的項目として、交通事故による精神的被害を推計し、足し合わせる。

したがって、上記により算出される人的損失額と、本調査において推計する非金銭的項目を足し合わせると、慰謝料相当分と非金銭的項目とで重複計上が発生すると考えられる。

(正)

5.1.2 人的損失の算定

「5.1.1 算定手法について」の検討で確定した算定方法、及び時点更新を行った利用データに基づき、以下の手順により人的損失額を算定する。

死傷分類別（死亡、後遺症、負傷）に、[被害者数（死傷者数）] × [被害者 1 名当たり損失額] により算定する。

以上のうち、概念的に含まれる慰謝料部分については、後述の“非金銭的損失”において足しあわされることから、これを差し引く処理を行う。[「5.1.2(4) 慰謝料相当分の除外」にて記述]

(1)死傷者数の算定

(a)死者数の算定

「交通事故の発生状況の推移」（警察庁）、「人口動態調査」（厚生労働省）、「厚生統計年齢別死者数」（警察庁）から死者数を設定する。

(b)後遺障害者数、傷害者数の算定

「自動車保険の概況」（損害保険料率算出機構）、「自動車損害賠償保障年報」（国土交通省）等を用い、自賠責保険、自賠責共済等の支払い件数実績から推計を行う。

なお、「自動車損害賠償保障年報」（国土交通省）は廃刊のため、当該資料から得られるデータは時点更新を行わず過年度調査の値を援用する。

(2)被害者 1 名あたり損失額の算定

基本的には「自動車保険データにみる交通事故の経済的損失の状況」（日本損害保険協会）に基づくが、保険金支払いデータを元としているため非賠償事案が含まれない。そこで、前回調査と同様の補正を行ったうえで死亡、後遺症、傷害別の被害者 1 名あたり人的損失額を得た。

(3)人的損失額の算定

「(1)死傷者数の算定」における「死傷者数（被害者数）」と「(2)被害者 1 名あたり損失額の算定」における「被害者 1 名あたり損失額」を掛け合わせることで、死亡、後遺症、傷害別の人的損失額を算定する。

(4)慰謝料相当分の除外

上記により算出される人的損失額は、損害保険支払い額データを元としているため、包括的に慰謝料相当分を含んでいる。一方で、本調査においては後述するように、非金銭的項目として、交通事故による精神的被害を推計し、足し合わせる。

したがって、上記により算出される人的損失額と、本調査において推計する非金銭的項目を足し合わせると、慰謝料相当分と非金銭的項目とで重複計上が発生すると考えられる。

(誤)

このため、上記により算出される人的損失額から、慰謝料相当分を差し引く必要があるが、過年度調査報告書において用いられている慰謝料相当分データについては、出所が明らかではない。このような状況から、以下の検討方法を提案する。

死亡のケース：過年度調査の結果で算出された、死亡時の1名当たり人的損失額の内訳における慰謝料額の比率を援用し、死亡分の慰謝料総額を推計する。

後遺障害のケース：死亡1名あたり慰謝料額と後遺障害1名あたり慰謝料額の比率、及び死亡者数と後遺障害者数の比率を適宜設定し、その比率を上で推計した死亡分の慰謝料総額に乗じることで、後遺障害分の慰謝料総額を推計する。

5.1.3 物的損失の算定

「5.1.1 算定手法について」の検討で確定した算定方法、及び時点更新を行った利用データに基づき、以下の手順により物的損失額を算定する。

人身事故については、事故類型別（人対車両、車両同土、車両単独など）に、[損害物1件当たり物的損失額] × [人身事故1件当たり損害物数] の考え方を基本に算定する。

物損のみ事故については、全体の物的損失額から、以下において得られる「人身事故による物的損害額」を差し引くことにより算定する。

(1)人身事故について

(a)損害物1件あたり物的損失額の算定

「自動車保険データ（支払保険金関連）」（日本損害保険協会）に基づき、事故類型別に算定する。

(b)人身事故1件当たり損害物数の算定

過年度調査における日本損害保険協会ヒアリング等に基づき、人身事故1件当たり損害物数を算定する。

(c)人身事故における物的損失額の算定

「(a) 損害物1件あたり物的損失額の算定」における「損害物1件あたり物的損失額」と「(b)人身事故1件当たり損害物数の算定」における「人身事故1件当たり損害物数」を掛け合わせることで、利用データに基づいた人身事故における物的損失額を事故類型別に算定する。

(d)死傷者1名あたり物的損失額の算定、及び全体の物的損失額の算定

本調査での集計範囲への補正を行うために、「(c)人身事故における物的損失額の算定」における「人身事故における物的損失額」÷交通統計の死傷者数×人的損失額で利用した死傷者数、という処理を行い、補正する。

(正)

このため、上記により算出される人的損失額から、慰謝料相当分を差し引く必要があるが、過年度調査報告書において用いられている慰謝料相当分データについては、出所が明らかではない。このような状況から、以下の検討方法を提案する。

死亡のケース：過年度調査の結果で算出された、死亡時の1名当たり人的損失額の内訳における慰謝料額の比率を援用し、死亡分の慰謝料総額を推計する。

後遺障害のケース：死亡1名あたり慰謝料額と後遺障害1名あたり慰謝料額の比率、及び死亡者数と後遺障害者数の比率を適宜設定し、その比率を上で推計した死亡分の慰謝料総額に乗じることで、後遺障害分の慰謝料総額を推計する。

5.1.3 物的損失の算定

「5.1.1 算定手法について」の検討で確定した算定方法、及び時点更新を行った利用データに基づき、以下の手順により物的損失額を算定する。

人身事故については、事故類型別（人対車両、車両相互、車両単独など）に、[損害物1件当たり物的損失額] × [人身事故1件当たり損害物数] の考え方を基本に算定する。

物損のみ事故については、全体の物的損失額から、以下において得られる「人身事故による物的損失額」を差し引くことにより算定する。

(1)人身事故について

(a)損害物1件あたり物的損失額の算定

「自動車保険データ（支払保険金関連）」（日本損害保険協会）に基づき、事故類型別に算定する。

(b)人身事故1件当たり損害物数の算定

過年度調査における日本損害保険協会ヒアリング等に基づき、人身事故1件当たり損害物数を算定する。

(c)人身事故における物的損失額の算定

「(a) 損害物1件あたり物的損失額の算定」における「損害物1件あたり物的損失額」と「(b)人身事故1件当たり損害物数の算定」における「人身事故1件当たり損害物数」を掛け合わせることで、利用データに基づいた人身事故における物的損失額を事故類型別に算定する。

(d)死傷者1名あたり物的損失額の算定、及び全体の物的損失額の算定

本調査での集計範囲への補正を行うために、「(c)人身事故における物的損失額の算定」における「人身事故における物的損失額」÷交通統計の死傷者数×人的損失額で利用した死傷者数、という処理を行い、補正する。

(誤)

(2)物損のみ事故について

全体の物的損失額を推計し、「(c)人身事故における物的損失額の算定」において得た「人身事故による物的損失額」を差し引くことにより、物損のみ事故における物的損失額を算定する。

5.1.4 事業主体の損失の算定

「5.1.1 算定手法について」の検討で確定した算定方法、及び時点更新を行った利用データに基づき、以下の手順により事業主体の損失額を算定する。

基本的には、業種別に、[死傷者数] × [損失日数] × [1人・日当たり損失額] の考え方を基本に算定する。

表 5.1-2 事業主体の損失の算定方法

項目	算定方法
1)業種別死傷者数の算定	公益財団法人 交通事故総合分析センター 提供データより業種別の死傷者数を整理する。これは死亡、負傷別となっているため、負傷については後遺症、傷害に按分する。
2)業種別損失日数の算定	「自動車保険の概況」(損害保険料率算出機構)および「労働能力喪失率表」(国土交通省)に基づいて、業種別損失日数を設定する。
3)「単位時間・就業者1名当たり付加価値額-人件費」の算定	「財政金融統計月報 法人企業統計年報特集」(財務省)より、業種別の付加価値額、人件費、就業者数を抽出し、「単位時間当たりの就業者1名当たり付加価値額-人件費」を業種別に算定する。
4)事業主体の損失	2)「損失日数」×3)「付加価値額-人件費」の処理を行うことにより、業種別の事業主体の損失額を算定する。
5)被害者1名当たり事業主体の損失	4)「事業主体の損失」÷1)「死傷者数」により、 業種別の被害者1名あたり事業主体 を算出する。

28

(正)

(2)物損のみ事故について

全体の物的損失額を推計し、「(c)人身事故における物的損失額の算定」において得た「人身事故による物的損失額」を差し引くことにより、物損のみ事故における物的損失額を算定する。

5.1.4 事業主体の損失の算定

「5.1.1 算定手法について」の検討で確定した算定方法、及び時点更新を行った利用データに基づき、以下の手順により事業主体の損失額を算定する。

基本的には、業種別に、[死傷者数] × [損失日数] × [1人・日当たり損失額] の考え方を基本に算定する。

表 5.1-2 事業主体の損失の算定方法

項目	算定方法
1)業種別死傷者数の算定	公益財団法人 交通事故総合分析センター 提供データより業種別の死傷者数を整理する。これは死亡、負傷別となっているため、負傷については後遺症、傷害に按分する。
2)業種別損失日数の算定	「自動車保険の概況」(損害保険料率算出機構)および「労働能力喪失率表」(国土交通省)に基づいて、業種別損失日数を設定する。
3)「単位時間・就業者1名当たり付加価値額-人件費」の算定	「財政金融統計月報 法人企業統計年報特集」(財務省)より、業種別の付加価値額、人件費、就業者数を抽出し、「単位時間当たりの就業者1名当たり付加価値額-人件費」を業種別に算定する。
4)事業主体の損失	2)「損失日数」×3)「付加価値額-人件費」の処理を行うことにより、業種別の事業主体の損失額を算定する。
5)被害者1名当たり事業主体の損失	4)「事業主体の損失」÷1)「死傷者数」により、被害者1名あたり 事業主体の損失額 を算出する。

28

※ 赤字下線部、赤枠は正誤箇所